

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、医療施設を除く集計対象企業（「調査の説明」4及び7参照）についての結果をまとめたものである。

1 年間所定労働時間（表1、表2）【集計表第1-1～1-4表】

年間所定労働時間（令和4年1月1日から同12月31日までの1年間）をみると、調査産業計では、「本社事務」で1872時間17分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で1879時間57分、「主たる事業所の2交替勤務（以下「2交替勤務」という。）」で1875時間01分、「主たる事業所の3交替勤務（以下「3交替勤務」という。）」で1858時間42分となっている。

製造業では、「本社事務」で1875時間30分、「交替なき勤務」で1881時間18分、「2交替勤務」で1869時間11分、「3交替勤務」で1854時間29分となっている。

表1 年間所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間	集計社数	年間所定労働時間
調査産業計	170	1872:17	136	1879:57	61	1875:01	59	1858:42
製造業	98	1875:30	87	1881:18	47	1869:11	49	1854:29
前回(令和2年)								
調査産業計	177	1871:27	141	1883:41	59	1882:19	57	1858:28
製造業	101	1875:45	86	1880:12	44	1873:27	45	1853:31

(注) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、「2交替勤務」及び「3交代勤務」で「1850時間以上1900時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ58社（集計170社の34.1%）、54社（同136社の39.7%）、21社（同61社の34.4%）、25社（同59社の42.4%）。製造業で、それぞれ45社（同98社の45.9%）、41社（同87社の47.1%）、18社（同47社の38.3%）、21社（同49社の42.9%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社、%)

産業区分・年	集計 社数	1,650 時間 未満	1,650 時間 以上 1,700 時間 未満	1,700 時間 以上 1,750 時間 未満	1,750 時間 以上 1,800 時間 未満	1,800 時間 以上 1,850 時間 未満	1,850 時間 以上 1,900 時間 未満	1,900 時間 以上 1,950 時間 未満	1,950 時間 以上 2,000 時間 未満	2,000 時間 以上
本社事務 調査産業計	170	- (0.0)	5 (2.9)	2 (1.2)	8 (4.7)	40 (23.5)	58 (34.1)	33 (19.4)	18 (10.6)	6 (3.5)
製造業	98	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.0)	- (0.0)	24 (24.5)	45 (45.9)	18 (18.4)	10 (10.2)	- (0.0)
前回(令和2年) 調査産業計	177	1 (0.6)	3 (1.7)	5 (2.8)	10 (5.6)	40 (22.6)	59 (33.3)	37 (20.9)	16 (9.0)	6 (3.4)
製造業	101	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	2 (2.0)	24 (23.8)	45 (44.6)	20 (19.8)	10 (9.9)	- (0.0)
交替なき勤務 調査産業計	136	- (0.0)	2 (1.5)	1 (0.7)	3 (2.2)	30 (22.1)	54 (39.7)	25 (18.4)	17 (12.5)	4 (2.9)
製造業	87	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	- (0.0)	18 (20.7)	41 (47.1)	15 (17.2)	11 (12.6)	1 (1.1)
前回(令和2年) 調査産業計	141	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	33 (23.4)	46 (32.6)	32 (22.7)	17 (12.1)	6 (4.3)
製造業	86	- (0.0)	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.2)	20 (23.3)	34 (39.5)	21 (24.4)	10 (11.6)	- (0.0)
2交替勤務 調査産業計	61	- (0.0)	1 (1.6)	1 (1.6)	2 (3.3)	17 (27.9)	21 (34.4)	10 (16.4)	7 (11.5)	2 (3.3)
製造業	47	- (0.0)	1 (2.1)	1 (2.1)	2 (4.3)	12 (25.5)	18 (38.3)	7 (14.9)	6 (12.8)	- (0.0)
前回(令和2年) 調査産業計	59	- (0.0)	1 (1.7)	1 (1.7)	1 (1.7)	12 (20.3)	22 (37.3)	13 (22.0)	7 (11.9)	2 (3.4)
製造業	44	- (0.0)	1 (2.3)	1 (2.3)	1 (2.3)	9 (20.5)	17 (38.6)	11 (25.0)	4 (9.1)	- (0.0)
3交替勤務 調査産業計	59	1 (1.7)	- (0.0)	1 (1.7)	3 (5.1)	19 (32.2)	25 (42.4)	7 (11.9)	2 (3.4)	1 (1.7)
製造業	49	1 (2.0)	- (0.0)	1 (2.0)	3 (6.1)	16 (32.7)	21 (42.9)	5 (10.2)	2 (4.1)	- (0.0)
前回(令和2年) 調査産業計	57	1 (1.8)	- (0.0)	1 (1.8)	3 (5.3)	15 (26.3)	27 (47.4)	7 (12.3)	3 (5.3)	- (0.0)
製造業	45	1 (2.2)	- (0.0)	1 (2.2)	3 (6.7)	13 (28.9)	21 (46.7)	4 (8.9)	2 (4.4)	- (0.0)

2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」及び「交替なき勤務」で7時間43分、「2交替勤務」で8時間13分、「3交替勤務」で7時間29分となっており、製造業では「本社事務」で7時間46分、「交替なき勤務」で7時間45分、「2交替勤務」で8時間09分、「3交替勤務」で7時間30分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	170	7:43	135	7:43	59	8:13	59	7:29
製造業	98	7:46	87	7:45	46	8:09	49	7:30
前回(令和2年)								
調査産業計	177	7:43	141	7:44	60	8:17	57	7:31
製造業	101	7:46	86	7:46	45	8:06	46	7:24

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」「交替なき勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ75社(集計170社の44.1%)、64社(同135社の47.4%)、「2交替勤務」で「8時間強」の15社(同59社の25.4%)、「3交替勤務」で「7時間超7時間30分未満」の25社(同59社の42.4%)となっている。

製造業では「本社事務」「交替なき勤務」及び「2交替勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ56社(集計98社の57.1%)、47社(同87社の54.0%)、13社(集計46社の28.3%)、「3交替勤務」で「7時間超7時間30分未満」の18社(同49社の36.7%)となっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計社数	7:00未満	7:00	7:00超 7:30未満	7:30	7:30超 8:00未満	8:00	8:00超
本社事務								
調査産業計	170	-	8	10	28	75	49	-
製造業	98	-	-	1	19	56	22	-
前回(令和2年)								
調査産業計	177	1	6	11	24	86	49	-
製造業	101	-	-	-	15	64	22	-
交替なき勤務								
調査産業計	135	-	5	7	21	64	38	-
製造業	87	-	-	2	16	47	22	-
前回(令和2年)								
調査産業計	141	1	3	8	17	68	44	-
製造業	86	-	-	1	13	49	23	-
2交替勤務								
調査産業計	59	1	4	7	4	14	14	15
製造業	46	1	2	6	3	13	12	9
前回(令和2年)								
調査産業計	60	-	4	10	2	14	15	15
製造業	45	-	3	7	1	13	13	8
3交替勤務								
調査産業計	59	1	9	25	5	8	7	4
製造業	49	1	8	18	5	7	6	4
前回(令和2年)								
調査産業計	57	1	9	29	3	7	5	3
製造業	46	1	9	21	3	5	5	2

3 年間休日日数(表5、表6)【集計表第4-1~4-4表】

年間休日日数をみると、調査産業計では「本社事務」で122.3日、「交替なき勤務」で121.2日、「2交替勤務」で127.3日、「3交替勤務」で114.7日となっており、製造業では、「本社事務」で123.2日、「交替なき勤務」で122.2日、「2交替勤務」で129.0日、「3交替勤務」で116.1日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数	集計社数	平均年間休日日数
調査産業計	170	122.3	124	121.2	58	127.3	55	114.7
製造業	98	123.2	78	122.2	43	129.0	45	116.1
前回(令和2年)								
調査産業計	177	122.9	130	121.7	52	125.3	51	114.3
製造業	101	123.8	82	123.0	39	126.6	41	115.5

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業とも「本社事務」、「交替なき

勤務」及び「2交替勤務」で「120日以上125日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ100社（集計170社の58.8%）、64社（同124社の51.6%）、21（同58社の36.2%）、製造業でそれぞれ62社（同98社の63.3%）、44社（同78社の56.4%）、18社（同43社の41.9%）となっている。

「3交替勤務」では調査産業計で「100日以上105日未満」、「105日以上110日未満」及び「120日以上125日未満」が最も多く、それぞれ11社（集計55社の20.0%）、製造業で「120日以上125日未満」が最も多く、11社（同45社の24.4%）となっている。

表6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計社数	100日未満	100日以上105日未満	105日以上110日未満	110日以上115日未満	115日以上120日未満	120日以上125日未満	125日以上130日未満	130日以上
本社事務									
調査産業計	170	-	3	5	4	9	100	46	3
製造業	98	-	-	-	-	6	62	29	1
前回(令和2年)									
調査産業計	177	1	2	3	4	13	79	72	3
製造業	101	-	-	-	-	6	51	44	-
交替なき勤務									
調査産業計	124	2	3	5	4	12	64	32	2
製造業	78	-	1	2	-	9	44	21	1
前回(令和2年)									
調査産業計	130	2	4	4	4	11	54	49	2
製造業	82	-	1	1	1	5	42	32	-
2交替勤務									
調査産業計	58	2	5	4	2	6	21	7	11
製造業	43	1	1	1	2	6	18	7	7
前回(令和2年)									
調査産業計	52	2	5	2	2	2	20	9	10
製造業	39	1	2	-	2	2	17	9	6
3交替勤務									
調査産業計	55	1	11	11	6	5	11	6	4
製造業	45	1	8	8	4	3	11	6	4
前回(令和2年)									
調査産業計	51	-	15	5	8	5	8	7	3
製造業	41	-	10	5	6	3	7	7	3

4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況（表7）【集計表第6表】

各制度の採用状況をみると、次のとおりとなっている。

- ① 1か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で88社（集計159社の55.3%）、製造業で49社（同95社の51.6%）となっている。
- ② 1年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で45社（集計159社の28.3%）、製造業で33社（同95社の34.7%）となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で119社（集計159社の

74.8%)、製造業で81社(同95社の85.3%)となっている。

- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で40社(集計159社の25.2%)、製造業で33社(同95社の34.7%)となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で40社(集計159社の25.2%)、製造業で31社(同95社の32.6%)となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で26社(集計159社の16.4%)、製造業で16社(同95社の16.8%)となっている。
- ⑦ 高度プロフェッショナル制度を採用している企業は調査産業計で1社(集計159社の0.6%)、製造業にはなかった。

表7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況(複数回答)

産業区分・年	集計社数	(社、%)						
		1か月単位の 変形労働時間制	1年単位の 変形労働時間制	フレックス タイム制	事業場外 みなし労働時間制	裁量労働のみなし 労働時間制		高度プロフェッショナル 制度
						専門 業務型	企画 業務型	
調査産業計	159	88 (55.3)	45 (28.3)	119 (74.8)	40 (25.2)	40 (25.2)	26 (16.4)	1 (0.6)
製造業	95	49 (51.6)	33 (34.7)	81 (85.3)	33 (34.7)	31 (32.6)	16 (16.8)	- (0.0)
前回(令和2年) 調査産業計	162	94 (58.0)	44 (27.2)	125 (77.2)	38 (23.5)	36 (22.2)	20 (12.3)	2 (1.2)
製造業	99	56 (56.6)	33 (33.3)	86 (86.9)	30 (30.3)	29 (29.3)	13 (13.1)	2 (2.0)

5 所定外労働に係る割増賃金実働率(8時間を超える所定外労働に係る取扱い)

1か月の累計時間数に応じた割増賃金率をみると、次のとおりとなっている。

① 1か月45時間以下の場合(表8①)【集計表第7-1表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ77社(集計169社の45.6%)、57社(同98社の58.2%)、次いで「25%」がそれぞれ52社(同169社の30.8%)、15社(同98社の15.3%)となっている。平均割増率は調査産業計で28.0%、製造業で29.0%となっている。

② 1か月45時間を超え60時間以内の場合(表8②)【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ76社(集計166社の45.8%)、58社(同96社の60.4%)、次いで調査産業計では「25%」が48社(同166社の28.9%)、製造業では「30%超」が15社(同96社の15.6%)となっている。平均割増率は調査産業計で29.4%、製造業で30.5%となっている。

③ 1か月60時間超の場合(表8③)【集計表第7-2表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多く、それぞれ 161 社（集計 168 社の 95.8%）、93 社（同 98 社の 94.9%）となっている。平均割増率は調査産業計で 50.3%、製造業で 50.4%となっている。

表 8 所定外労働の割増賃金率

① 1 か月 45 時間以下 (社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	169	52	21	77	3	28.0
製造業	98	15	10	57	3	29.0
前回(令和2年)						
調査産業計	176	55	20	80	3	28.0
製造業	101	16	8	59	3	29.0

(注)割増賃金率が一定(定率)の企業の集計結果。

② 1 か月 45 時間を超え 60 時間以内 (社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	166	48	20	76	22	29.4
製造業	96	14	9	58	15	30.5
前回(令和2年)						
調査産業計	164	46	19	74	25	29.7
製造業	94	13	7	58	16	30.8

③ 1 か月 60 時間超 (社)

産業区分・年	集計社数	50%	50%超 60%未満	60%以上	平均割増率 (%)
調査産業計	168	161	5	2	50.3
製造業	98	93	4	1	50.4
前回(令和2年)					
調査産業計	173	167	4	2	50.3
製造業	100	96	3	1	50.3

6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容（主たる事業所）

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている、延長することができる時間数（限度）をみると、次のとおりとなっている。

① 1 日の限度（表 9 ①）【集計表第 8-1 表】

調査産業計、製造業とも「7 時間超」が最も多く、それぞれ 87 社（集計 129 社の 67.4%）、47 社（同 74 社の 63.5%）となっている。次いで、調査産業計、製造業とも「4 時間」が 13 社（同 129 社の 10.1%）、9 社（同 74 社の 12.2%）、

「6時間」が9社（同129社の7.0%）、5社（同74社の6.8%）となっている。
平均はそれぞれ9時間49分、9時間02分となっている。

② 1か月の限度（表9②）【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」が最も多く、それぞれ117社（集計159社の73.6%）、68社（同94社の72.3%）、次いで「40時間以上45時間未満」が20社（同159社の12.6%）、17社（同94社の18.1%）、調査産業計では「45時間超」が11社（同159社の6.9%）、製造業では「30時間以上40時間未満」が7社（同94社の7.4%）等となっている。平均はそれぞれ47時間18分、42時間50分となっている。

③ 1年の限度（表9③）【集計第8-3表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ127社（集計154社の82.5%）、78社（同90社の86.7%）、次いで調査産業計では「360時間超」が13社（同154社の8.4%）、製造業では「300時間以上360時間未満」が9社（同90社の10.0%）等となっている。平均はそれぞれ384時間44分、353時間59分となっている。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度— (社、時間:分)

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	129	-	1	4	13	1	6	-	9	2	6	87	9:49
製造業	74	-	1	2	9	-	4	-	5	2	4	47	9:02
前回(令和2年)													
調査産業計	139	-	4	4	15	3	8	2	11	2	6	84	9:12
製造業	82	-	3	2	9	1	5	1	6	2	4	49	8:51

(注) 特別条項に係るものを除く。

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度— (社、時間:分)

産業区分・年	集計社数	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	159	-	3	8	20	117	11	47:18
製造業	94	-	2	7	17	68	-	42:50
前回(令和2年)								
調査産業計	168	-	2	10	23	125	8	44:40
製造業	97	-	1	9	17	70	-	42:51

(注) 特別条項に係るものを除く。

③ 延長することができる時間数 - 1年の限度 -

(社、時間:分)

産業区分・年	集計社数	200時間未満	200時間以上 300時間未満	300時間以上 360時間未満	360時間	360時間超	平均時間
調査産業計	154	1	3	10	127	13	384:44
製造業	90	1	1	9	78	1	353:59
前回(令和2年)							
調査産業計	165	1	3	12	138	11	380:42
製造業	94	1	2	9	82	-	351:36

(注) 特別条項に係るものを除く。

(2) 法定休日の休日労働 (表 10) 【集計表第 9-1 表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる日数 (1 か月当たり) をみると、調査産業計、製造業ともに「4 日」が最も多く、それぞれ 43 社 (集計 110 社の 39.1%)、29 社 (集計 59 社の 49.2%)、次いで「2 日」が 36 社 (同 110 社の 32.7%)、14 社 (同 59 社の 23.7%) となっている。平均はそれぞれ 3.1 日、3.3 日となっている。

表 10 法定休日労働に関する協定内容

産業区分・年	集計社数	法定休日に労働させることのできる日数 (1 か月当たり)						平均限度日数
		1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日以上	
調査産業計	110	4	36	23	43	4	-	3.1
製造業	59	1	14	13	29	2	-	3.3
前回(令和2年)								
調査産業計	102	4	39	17	39	3	-	3.0
製造業	49	2	14	9	23	1	-	3.1

7 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業 (表 11) 【集計表第 10-1 表】

育児休業をすることができる子の年齢 (制度上認められている最長期間) をみると、調査産業計、製造業とも「子が 1 歳 6 か月を超え 2 歳になるまで」が最も多く、それぞれ 90 社 (集計 169 社の 53.3%)、56 社 (同 98 社の 57.1%)、次いで「子が 2 歳を超え 3 歳になるまで」が 48 社 (同 169 社の 28.4%)、27 社 (同 98 社の 27.6%) 等となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）			
		子が1歳6か月になるまで	1歳6か月を超え2歳になるまで	2歳を超え3歳になるまで	3歳を超えても取得できる
調査産業計	169	12	90	48	19
製造業	98	8	56	7	7

(2) 子の看護休暇（子が2人以上の場合）（表 12）【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に10日まで」が最も多く、それぞれ146社（集計169社の86.4%）、81社（同98社の82.7%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で10.0日、製造業で10.3日となっている。

表 12 子の看護休暇（子が2人以上の場合）

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長（限度）日数			
		1年に10日まで	1年に11日以上20日未満	1年に20日以上	期間の制限なし
調査産業計	169	146	12	10	1
製造業	98	81	9	8	-

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表 13）【集計表第 10-3 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年」が最も多く、それぞれ100社（集計169社の59.2%）、57社（同98社の58.2%）、次いで「1年超」が34社（同169社の20.1%）、21社（同98社の21.4%）、「通算して93日まで」が26社（同169社の15.4%）、16社（同98社の16.3%）となっている。

表 13 介護休業

(社)

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して93日まで	93日を超え1年未満	1年	1年超	期間の制限なし
調査産業計	169	26	8	100	34	1
製造業	98	16	3	57	21	1

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が1人の場合）（表14）【集計表第10-4表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に5日まで」が最も多く、それぞれ123社（集計167社の73.7%）、66社（同96社の68.8%）、次いで「1年に10日以上」がそれぞれ39社（同167社の23.4%）、26社（同96社の27.1%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で7.8日、製造業で8.5日となっている。

表14 介護休暇（対象家族が1人の場合）

（社）

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1年に5日まで	1年に6日以上 10日未満	1年に10日以上	期間制限なし
調査産業計	167	123	5	39	-
製造業	96	66	4	26	-

（注）「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇【集計表第10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇（表15①）

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「2日超～5日」が最も多く、100社（集計151社の66.2%）、67社（93社の72.0%）となっている。平均は調査産業計で4.6日、製造業で3.8日となっている。

② 育児参加のための休暇（表15②）

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「5日以下」が最も多く、それぞれ32社（集計60社の53.3%）、16社（集計33社の48.5%）となっている。平均は調査産業計で14.9日、製造業で17.0日となっている。

表15 男性労働者が制度上取得できる休暇

① 配偶者出産休暇

（社、日）

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		2日以下	2日超～5日	5日超	平均日数
調査産業計	151	39	100	12	4.6
製造業	93	22	67	4	3.8

② 育児参加のための休暇

(社、日)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		5日以下	5日超～10日	10日超	平均日数
調査産業計	60	32	5	23	14.9
製造業	33	16	3	14	17.0

(6) 勤務時間の短縮【集計表第10-6表】

① 育児のための勤務時間の短縮（表16①）

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年（制度上認められている最長期間）をみると、調査産業計では「小学校に入学してから3年生修了まで」、製造業では「小学校4年生以上小学校卒業まで」が最も多く、それぞれ72社（集計168社の42.9%）、49社（集計97社の50.5%）、次いで調査産業計では「小学4年生以上小学校卒業まで」が69社（同168社の41.1%）、製造業では「小学校に入学してから3年生修了まで」の34社（同97社の35.1%）等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに2.4時間となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮（表16②）

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「3年」が最も多く、それぞれ77社（集計161社の47.8%）、39社（集計94社の41.5%）、次いで「期間の制限なし」が49社（同161社の30.4%）、31社（同94社の33.0%）等となっている。

1日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計で2.6時間、製造業で2.4時間となっている。

表16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が3歳になるまで	3歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから3年生修了まで	小学4年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	168	7	14	72	69	6
製造業	97	2	10	34	49	2

② 介護のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間			
		3年未満	3年	3年超	期間の制限なし
調査産業計	161	27	77	8	49
製造業	94	19	39	5	31

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

8 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表 17) 【集計表第 11 表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置（複数回答）をみると、調査産業計では「テレワーク」が最も多く 128 社（集計 162 社の 79.0%）、製造業では「フレックスタイム制度」が最も多く 74 社（同 93 社の 79.6%）、次いで調査産業計では「フレックスタイム制度」が 110 社（同 162 社の 67.9%）、製造業では「テレワーク」が 73 社（同 93 社の 78.5%）等となっている。

表 17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況

(社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況（複数回答）					
		フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度	事業所内保育施設の設定	テレワーク	育児・介護支援サービスの利用費用を助成	その他
調査産業計	162	110	103	38	128	72	33
製造業	93	74	53	21	73	42	13

9 年次有給休暇制度

(1) 勤続 1 年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第 12-1~12-3 表】

勤続 1 年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続 3 か月、勤続 6 か月、勤続 9 か月すべての勤務月数別で、「10 日」が最も多くなっている。

(2) 勤続 1 年以上の者に対する勤続期間別付与日数（勤続 1 年、5 年、6 年 6 か月、10 年、20 年） 【集計表第 12-4、12-9、12-11~12-13 表】

勤続 1 年以上の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計では、勤続 1 年、勤続 5 年、勤続 6 年 6 か月、勤続 10 年、勤続 20 年ともに「20 日」が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数（表 18）【集計表第 13、14 表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、調査産業計、製造業とも「20 日」が最も多く、それぞれ 128 社（集計 169 社の 75.7%）、76 社（集計 98 社の 77.6%）となっており、平均は調査産業計で 20.7 日、製造業で 20.5 日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、調査産業計では「6 年」が最も多く 46 社（集計 169 社の 27.2%）、製造業では「5 年」が最も多く 28 社（同 98 社の 28.6%）、次いで調査産業計では「5 年」が 36 社（同 169 社の 21.3%）、製造業では「6 年」が 22 社（同 98 社の 22.4%）、調査産業計では「1 年」が 26 社（同 169 社の 15.4%）、製造業では「1 年未満」が 15 社（同 98 社の 15.3%）となっており、平均は調査産業計で 4 年 9 か月、製造業で 4 年 8 か月となっている。

表 18 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

産業区分・年	集計社数	(社、日)										平均日数
		20 日	21 日	22 日	23 日	24 日	25 日	26 日	27 日	28 日	29 日以上	
調査産業計	169	128	11	14	3	3	8	-	-	-	2	20.7
製造業	98	76	7	9	1	1	4	-	-	-	-	20.5
前回(令和 2 年)												
調査産業計	176	137	13	11	1	4	8	-	-	-	2	20.6
製造業	101	77	9	7	1	3	4	-	-	-	-	20.6

(4) 年次有給休暇の取得状況（表 19）【集計表第 15-1 表】

本社と主たる事業所における最近 1 年間の年次有給休暇の取得状況（令和 4 年 6 月以前の最近 1 年間の年次有給休暇年度の実績）をみると、調査産業計で 1 人当たりの新規付与日数は 19.8 日、平均取得日数は 14.5 日、1 人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は 73.4%、製造業で 1 人当たりの新規付与日数は 19.7 日、平均取得日数は 15.3 日、1 人当たり年次有給休暇取得率は 77.3%などとなっている。

1 人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計では「60%以上 70%未満」が最も多く 37 社（集計 156 社の 23.7%）、次いで「70%以上 80%未満」が 33 社（同 156 社の 21.2%）となっている。製造業では「70%以上 80%未満」が最も多く 25 社（同 88 社の 28.4%）、次いで「60%以上 70%未満」が 20 社（同 88 社の 22.7%）となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

（日、％）

産業区分・年	1人当たりの年次有給休暇の取得状況		
	新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	19.8	14.5	73.4
製造業	19.7	15.3	77.3
前回(令和2年)			
調査産業計	20.1	14.8	73.5
製造業	20.4	16.0	78.3

(5) 長時間労働の削減（表 20）【集計表第 16 表】

長時間労働の削減についての対策の実施状況（複数回答）をみると、調査産業計、製造業ともに「年次有給休暇の計画的取得の取組み」が最も多く、それぞれ 160 社（集計 168 社の 95.2%）、95 社（同 98 社の 96.9%）、次いで「労使で話し合いの場を設けている」がそれぞれ 138 社（同 168 社の 82.1%）、83 社（同 98 社の 84.7%）となっている。

表 20 長時間労働の削減についての対策の実施状況

（社）

産業区分	集計社数	長時間労働の削減についての対策の実施状況（複数回答）							
		ノー残業デーを設定	業務量平準化などの改善策	時間外労働の目標やインセンティブの設定	年次有給休暇の計画的取得の取組み	記念日休暇等利用しやすい休暇制度	労使で話し合いの場を設定	勤務間インターバルを実施	その他
調査産業計	168	113	124	61	160	130	138	52	8
製造業	98	67	73	33	95	76	83	29	4

10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）

【集計表第 17 表】

令和 2 年 7 月から令和 4 年 6 月までの 2 年間ににおける仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいは何らかの項目について実施した企業は、調査産業計で 149 社、製造業で 86 社であった。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が最も多く、それぞれ 52 社（集計 149 社の 34.9%）、28 社（同 86 社の 32.6%）、次いで「年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充」がそれぞれ 33 社（同 149 社の 22.1%）、25 社（同 86 社の 29.1%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査

産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が最も多くそれぞれ 87 社（集計 149 社の 58.4%）、28 社（同 86 社の 32.6%）、次いで「出退勤の時間管理の徹底」が 62 社（集計 149 社の 41.6%）、33 社（同 86 社の 38.4%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 41 社（同 149 社の 27.5%）、23 社（同 86 社の 26.7%）等となっている。

表 21 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）
(社、%)

産業区分・年	集計社数	出退勤の時間管理の徹底	年次有給休暇の時間単位の取得制度の導入・拡充	時間外労働に関する労使協定の見直し	育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充	育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充	労使委員会の設置	勤務間インターバル制度の導入
調査産業計 組合要求項目	149	22 (14.8)	33 (22.1)	19 (12.8)	52 (34.9)	23 (15.4)	19 (12.8)	16 (10.7)
企業実施項目	149	62 (41.6)	33 (22.1)	25 (16.8)	87 (58.4)	41 (27.5)	25 (16.8)	19 (12.8)
製造業 組合要求項目	86	13 (15.1)	25 (29.1)	14 (16.3)	28 (32.6)	11 (12.8)	14 (16.3)	10 (11.6)
企業実施項目	86	33 (38.4)	21 (24.4)	15 (17.4)	45 (52.3)	23 (26.7)	18 (20.9)	12 (14.0)
前回(令和2年) 調査産業計 組合要求項目	154	36 (23.4)	31 (20.1)	19 (12.3)	48 (31.2)	26 (16.9)	23 (14.9)	23 (14.9)
企業実施項目	154	75 (48.7)	27 (17.5)	38 (24.7)	53 (34.4)	37 (24.0)	27 (17.5)	31 (20.1)
製造業 組合要求項目	89	19 (21.3)	25 (28.1)	13 (14.6)	28 (31.5)	13 (14.6)	14 (15.7)	14 (15.7)
企業実施項目	89	38 (42.7)	13 (14.6)	19 (21.3)	28 (31.5)	17 (19.1)	15 (16.9)	18 (20.2)

(注) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）のうち、上位7項目を掲載。